

書面揭示事項等

当薬局の設備・機能ならびに処方箋応需にあたって提供するサービスの 内容

- ・当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
- ・当薬局はどこの保険医療機関の処方箋でも応需します。

調剤管理料

患者様の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況などの情報をもとに処方内容について薬学的分析と評価をしたうえで、薬剤服用歴への記録や薬学的管理などを行い、必要に応じ医師へ処方内容の提案を行います。

服薬管理指導料

個別に作成した薬剤服用歴などをもとに、重複投与、相互作用、薬物アレルギーなどを確認し、薬剤情報提供文書により必要な情報を提供します。また、薬剤の基本的な使用方法について説明します。また、服薬状況、体調変化、残薬の有無などを把握し、処方された薬剤を適切に使用いただくための説明を行い、必要に応じ指導させていただきます。

調剤報酬点数表に基づき地方厚生（支）局長に届け出た事項に関する 事項

- ・調剤基本料 1
- ・連携強化加算

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- (1) 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること
- (2) 感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年 1 回以上実施
- (3) 個人防護具を備蓄
- (4) 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供している
- (5) 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備
- (6) 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年 1 回以上実施
- (7) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成
- (8) 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること
- (9) 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット（体外診断用医薬品）の取扱い

- ・ 後発医薬品調剤体制加算 3
- ・ 在宅薬学総合体制加算 1
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料

個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局では、医療の透明性の確保および患者様への情報提供を推進する観点から、領収書発行の際に「個別の調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料で発行しております。

選定療養について

2024 年 10 月より後発医薬品（ジェネリック）のあるお薬で先発医薬品を希望される場合は選定療養費として先発品と後発品の薬価差額の一定割合を自己負担いただく場合があります。

実費徴収に係るサービスの内容や料金

- ・ 軟膏容器

5g～60g	50 円
120g	110 円
- ・ 水剤容器

30ml	50 円
60ml	70 円
100ml	80 円
200ml	150 円
- ・ 保険外分包 1 包 11 円

居宅療養管理指導サービス提供に係わる重要事項

1 事業所概要

事業者名称	鷺山サカイ薬局
事業所の所在地	岐阜市緑ヶ丘新町 2-1768-101
指定番号	2 1 4 0 1 0 4 3 3 8
代表者名	酒井 健
電話番号	0 5 8 - 2 9 6 - 1 4 3 3

2 事業目的と運営方針

事業目的・・・要介護状態又は、要支援状態にあり、主治医等の指導による薬学的管理計画書に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当事業所の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

事業方針・・・①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
②上記①の観点から、市町村・居宅介護支援事業者・他の居宅サービス事業者・その他の医療・保健・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下のとおりです。

「居宅療養管理指導サービス」

- 1 当事業所の薬剤師が、医師の指示に基づいて利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- 2 サービスのご提供に当たっては、薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なくご質問・ご相談ください。

4 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下のとおりです。

管理薬剤師 酒井 健

5 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次のとおりです。

- ① 営業日 日曜日及び国民の祝祭日及び当事業所の指定する研修日・年末年始休業を除く月曜日から土曜日
- 3 営業時間 月曜日から金曜日・・・午前 8 時 30 分から午後 7 時まで
土曜日・・・午前 8 時 30 分から午後 1 時まで

6 緊急時の対応等

- 1 緊急時等の体制として、連絡先を明示し連絡が可能な体制を取っています。
- 2 必要に応じ利用者の主治医又は医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。
- 3 居宅療養管理指導を実施中に、その実施に起因した利用者に対する事故が発生した場合は、当事業所と損害保険会社との契約に基づいて速やかに対応を図ります。

7 利用料

サービスの利用料は、以下のとおりです
介護保険制度の規定により、以下のとおり定められています。

1 居宅療養管理指導

サービス費として（月に4回まで）		1回
単一建物居住者	1人	518点（月4回まで）
単一建物居住者	2～9人	379点（月4回まで）
単一建物居住者	10人以上	342点（月4回まで）

（ただしガン末期・中心静脈栄養の利用者の場合は週2回 月8回まで）

2 麻薬等の特別な薬剤が処方されている場合

1回当たり 100点（月8回まで）

上記の他、医療保険制度の変更に伴い、薬代や薬剤の調整に係わる費用の一部をご負担いただく場合もございます。その際には、改めてご説明させていただきます

8 苦情申し立て窓口

当事業者のサービスの提供に当たり、苦情やご相談があれば下記までご連絡ください

担当者 酒井 健

連絡先 TEL 058-296-1433

FAX 058-296-1435